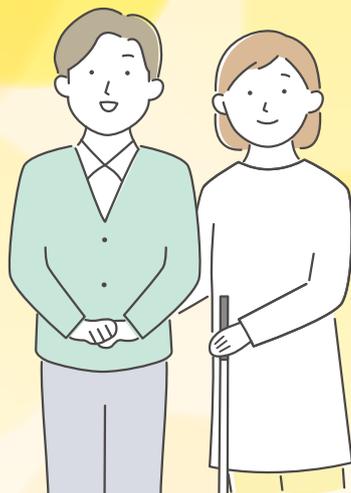


合理的な配慮ってなに？

皆さんは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)をご存じですか。

この法律では、国や市町村などの行政機関や、会社、お店などの民間事業者にも、「障害を理由とする差別」をしないことや「合理的な配慮」を提供することが規定されています。

言葉にすると難しく感じるかもしれない「合理的な配慮」ですが、少しシンプルに考えて行動してみませんか。



合理的な配慮の事例

「合理的な配慮」とは、障害のある人から何らかの手助けや配慮を求める意思表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁*を取り除くために必要な対応をすることをいいます。

たとえ求める配慮のすべてに対応できなくても、単に「できない」と伝えるのではなく、なぜできないのか、どの程度なら対応できるのかなどを相手に伝え、無理のない範囲でできる具体的な解決策を一緒に考えてみましょう。

*障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁(バリア)となるようなものを指します

事例01



車いすの利用者のために、店舗の出入り口にスロープを設置して段差を解消する。

事例02



スタッフが視覚障害のある人へ、メニューやサービスの内容などを読み上げながら説明する。

事例03



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、振り仮名を付けたりする。

事業者も合理的な配慮を行うことが義務化されます

令和3年6月4日に、障害のある人への合理的な配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が公布され、今後施行される予定です。

改正法の施行によって、民間事業者も、障害のある人から意思の表明があった場合に、過重の負担にならない範囲で、障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならぬことになります。

困っている人がいたら「お手伝いできることはありませんか？」って声を掛ける気持ち
が大切だよ

